

各 位

平成 30 年度の入札・契約制度の改正について

八戸市では、入札・契約における公平性・透明性・競争性のさらなる向上を図るため、次のとおり入札・契約制度を改正することとしましたので、お知らせします。

建設工事に係る改正

1 中間前金払制度の導入【平成 30 年 4 月 1 日～】----- P 2

八戸市が発注する建設工事について、受注者の資金調達の円滑化を図ることで、下請業者への適切な支払や、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的に「中間前金払制度」を導入します。

2 建設業者に対する社会保険等未加入対策の強化【平成 30 年 6 月 1 日～】----- P 4

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等未加入対策を強化し、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止します。

建設関連業務委託に係る改正

3 建設関連業務委託における一般競争入札の実施【平成 30 年 6 月 1 日～】----- P 5

建設関連業務委託の入札方法については、これまで主に指名競争入札を実施してきたところではありますが、より一層の透明性・競争性を確保する観点から、一般競争入札を実施します。

建設工事及び建設関連業務委託に係る改正

4 指名業者選定基準等の公表及び明確化【平成 30 年 4 月 1 日～】----- P 6

入札及び契約事務の透明性を一層向上させる観点から、建設関連業務委託についても指名理由や契約調書を公表し、既に公表を実施している建設工事との整合性を図ります。併せて、八戸市請負工事指名業者選定基準を改正し、建設工事及び建設関連業務委託の指名基準の明確化を図ります。

問合せ先

八戸市財政部契約検査課

電話 0178-43-2111 内線 3455、3456

1 中間前金払制度の導入について

1 趣旨

八戸市が発注する建設工事について、受注者の資金調達の円滑化を図ることで、下請業者への適切な支払や、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的に「中間前金払制度」を導入します。

2 中間前金払制度とは

当初の前払金（請負代金額の10分の4以内の額）に加え、工期半ばに前払金（請負代金額の10分の2以内の額）を追加して支払う制度です。

3 中間前金払制度の主なメリット

- ・ 工事現場での出来高検査が無く、請求手続は書面のみで行うため、比較的簡単な手続で工事代金を受け取ることができます。
- ・ 円滑な資金供給が図られることにより、資金繰りを改善することができます。

4 対象工事

請負代金額が500万円以上で、既に当初の前払金の支払を受けている工事

5 認定要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払が行われていないこと。

6 債務負担行為又は継続費に係る工事の取扱い

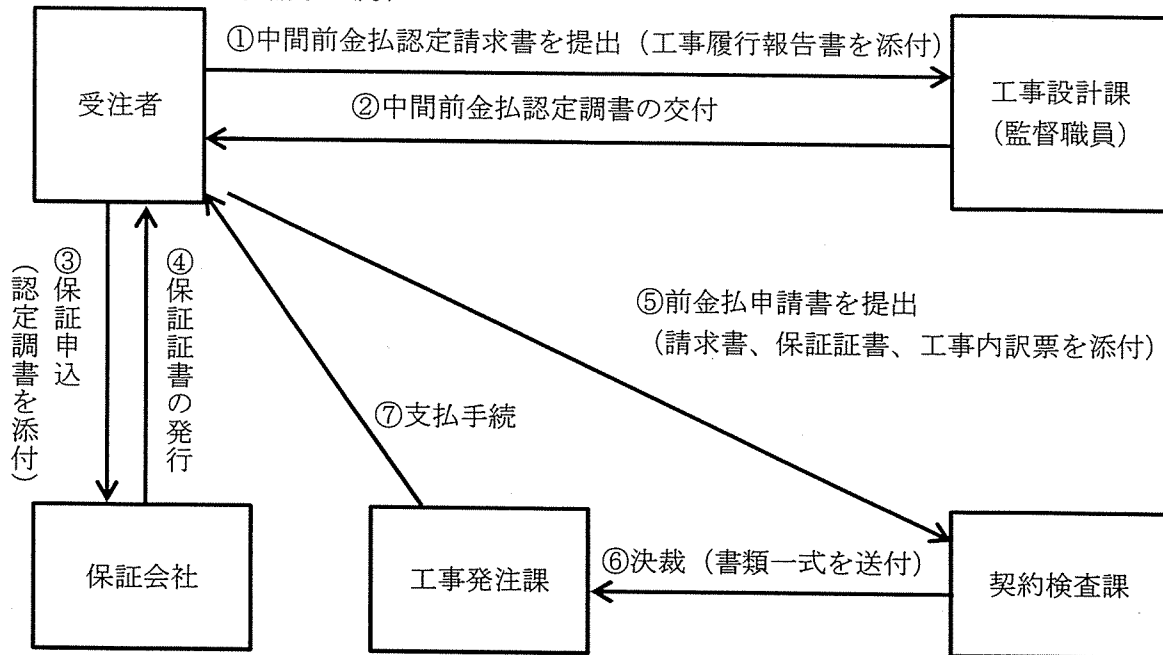
債務負担行為又は継続費に係る工事については、前払金と同様に各年度の出来高予定額を対象として中間前払金を請求することができます。

その場合、上記5の要件については、「工期」を「当該年度における工事実施期間」と、「当該工事」を「当該年度における工事」と、「請負代金額」を「当該年度における出来高予定額」と読み替えて適用します。

7 中間前金払と部分払の選択

1件の工事について、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができ、両方を受けることはできません。ただし、債務負担行為又は継続費に係る契約で工期が複数年度にわたるものや、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、中間前金払を行った場合であっても、出来高部分に応じて年度末に部分払を請求することができます。

8 認定請求及び支払請求の流れ



① 認定の請求

受注者は工事設計課（監督職員）に対して、中間前金払認定請求書、工事履行報告書を提出してください。

② 認定調書の交付

工事設計課（監督職員）は、認定要件を満たしているか調査（原則として「工事履行報告書」による書面確認とし、現地確認は行わない。）を行い、その結果、認定要件を満たしている場合は、原則7日以内に、中間前金払認定調書により受注者に通知します。

③ 保証申込

受注者は、中間前金払認定調書（写し）を添えて、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

④ 保証証書の発行

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、中間前払金の保証証書を発行してもらいます。

⑤ 中間前払金の請求

受注者は保証事業会社から中間前払金の保証証書の発行を受けた後、前金払申請書に当該保証証書（正本・写し）、請求書、工事内訳票を添えて契約検査課に提出します。

⑥ 中間前払金の請求

契約検査課は提出書類一式を確認（決裁）後、工事発注課に送付します。

⑦ 中間前払金の支払

工事発注課は、請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

9 実施時期

平成30年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用します。

2 建設業者に対する社会保険等未加入対策の強化について

1 趣旨

八戸市では、平成 28 年度より社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）の加入を入札参加申請の登録要件とし、社会保険等未加入対策を実施してきたところでありますが、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、対象範囲を拡大し、社会保険等未加入対策を強化します。

2 社会保険等未加入対策の強化内容

(1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

- ・ 社会保険等の加入届出義務がありながら届出をしていない建設業者（建設業許可を有する者に限る。）と一次下請契約することを原則禁止し、工事請負契約約款において規定します。
- ・ 未加入建設業者であっても、工事の施工が困難となる場合等の特別の事情がある場合、下請契約することができます。ただし、指定期間内（原則 30 日以内）に加入手続を行うことを条件とします。
- ・ 違反した元請業者には指名停止等を行います。

(2) 建設業許可権者への通報

二次下請以下を含む全ての下請業者の社会保険等への加入状況を確認し、未加入が判明した場合には、当該下請業者の建設業許可権者へ通報します。

3 社会保険等加入状況の確認方法

- (1) 一次下請業者：施工体制台帳の健康保険等の加入状況欄で確認します。
- (2) 二次下請以下：再下請負通知書の健康保険等の加入状況欄で確認します。

4 「特別の事情」について

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、その下請業者と契約しなければ契約の目的を達することができないなどの事情のことをいい、その内容や背景等を十分に確認した上で個別に判断します。

5 2 (1)に違反した元請業者に対する措置

- (1) 八戸市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止措置
→ 契約違反に該当し、1 か月の指名停止を行います。
- (2) 工事成績評定点の減点
→ 当該指名停止措置に伴い、法令遵守等の評価項目で 13 点の減点を行います。

6 実施時期

平成 30 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用します。

3 建設関連業務委託における一般競争入札の実施について

1 趣旨

建設関連業務委託の入札方法については、これまで主に指名競争入札を実施してきたところですが、より一層の透明性・競争性を確保する観点から、一般競争入札を実施します。

2 対象案件

設計金額 1,000 万円以上の建設関連業務委託

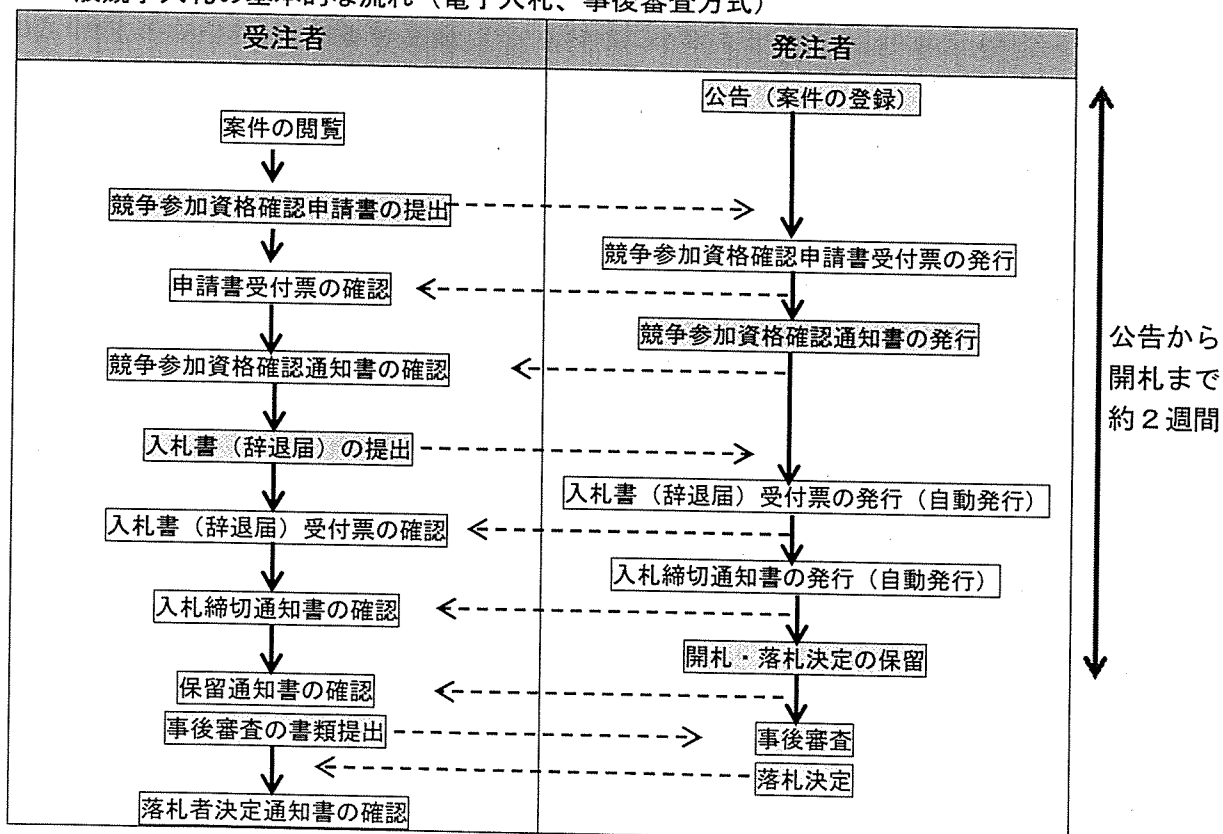
3 入札参加資格要件等

入札案件ごとに、八戸市入札情報公開システム（電子入札）上において、入札参加資格（地域要件、実績要件等）、申請及び入札方法等を公告します。

【入札参加資格要件】（例）・本店の所在地要件

- ・同種業務の履行実績要件
- ・配置予定技術者の資格及び雇用確認

4 一般競争入札の基本的な流れ（電子入札、事後審査方式）



5 実施時期

平成 30 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う案件について適用します。

4 指名業者選定基準等の公表及び明確化について

1 趣旨

入札及び契約事務の透明性を一層向上させる観点から、建設関連業務委託（以下「委託」という。）についても指名理由や契約調書を公表し、既に公表を実施している工事との整合性を図ります。併せて、八戸市請負工事指名業者選定基準を改正し、工事及び委託の指名基準の明確化を図ります。

2 改正概要

(1) 委託に係る指名理由の公表

既に公表を実施している工事と同様の基準で公表します。

- ① 公表対象：設計金額 250 万円超
- ② 公表時期：入札執行後速やかに執行書上にて公表します。
- ③ 指名理由(例)：〇〇業務登録業者のうち、同種業務の実績が有る業者から選定した。

(2) 委託に係る契約調書の公表

既に公表を実施している工事と同様の基準で公表します。

- ① 公表対象：設計金額 250 万円超
- ② 公表場所：市政情報コーナー（四半期毎の公表）、契約検査課（契約締結後公表）

(3) 八戸市請負工事指名業者選定基準の改正

① 委託に係る選定基準を追加

工事に関してのみ規定していた従来の選定基準を見直し、委託の選定基準についても規定します。

② 市内の中小企業者の受注機会の確保に配慮すること等明記

工事及び委託の選定に当たって、市内の中小企業者の受注機会の確保に配慮するとともに、選定が特定の業者に偏らないよう配慮することを明記します。

③ 設計金額に対応する指名業者数の指針を明記

工事及び委託について、従来非公表としていた指名業者数の基準を明記します。

【指名業者数】

種別	設計金額	指名業者数
建設工事	1 億円以上	15 者程度
	1,000 万円以上 1 億円未満	12 者程度
	500 万円以上 1,000 万円未満	10 者程度
	500 万円未満	7 者程度
測量 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償関係コンサルタント業務	500 万円以上	10 者程度
	100 万円以上 500 万円未満	7 者程度
	100 万円未満	5 者程度

3 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日から実施します。